

第2編 港湾調査等業務編

第2章 環境調査業務

第1節 流況調査

2-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

2-1-3 位置測量

1. 受注者は、観測に先立ち監督員に観測位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。
また、設置方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
3. 本測量においてGNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2-1-4 流況観測

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
3. 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

2-1-5 解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

2-1-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 調査機器
 - ・ 調査方法（位置測定方法、流況測定方法）

- ・ 調査結果の整理及び解析
- ・ 調査結果と考察

2-1-7 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 水質調査

2-2-1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-2-3 位置測量

1. 受注者は、調査に先立ち監督員に調査位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2-2-4 水質調査

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 採水・観測
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
 - ① 表層 海面下 0.5m
 - ② 中層 水深の 1/2
 - ③ 下層 海底面上 1.0m
 - (3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。
 - (4) 受注者は、採取した試料に対し「表2-4 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

2-2-5 分析

1. 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。
2. 受注者は、「表2-4 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。
 なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
3. 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督員に通知しなければならない。

表2-4 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102-1 6.2
	水温	JIS K 0102-1 6.3
	色相	JIS標準色票
	臭気	JIS K 0102-1 11.2
	塩分	海洋観測指針5.3
	透明度	海洋観測指針 3.2
	濁度	JIS K 0102-1 9.3、9.4、9.5又は水中濁度計
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102-1 12又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素(DO)	JIS K 0102-1 21又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102-1 18

表2-4 水質試験方法

	試験項目	試験方法
生活環境項目	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102-1 17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表8
	大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
	全窒素	JIS K 0102-2 17.3、17.4又は17.5 (17.5.3.2を除く。)
	全りん	JIS K 0102-2 18.4 (18.4.1.4 bを除く。)
	n-ヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.3、22.4又は22.5
	亜鉛	JIS K 0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3、14.4又は14.5
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)又は環告第59号付表1
	鉛	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
	砒素	JIS K 0102-3 20.3、20.4又は20.5
	総水銀	環告第59号付表2
	アルキル水銀	環告第59号付表3
	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	
チウラム	環告第59号付表5	
シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2	

表2-4 水質試験方法

	試験項目	試験方法
健康項目等	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102-3 26.2、26.3又は26.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8(硝酸性) JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 (亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸 10ml、りん酸60mg及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
	ホウ素	JIS K 0102-3 5.2、5.5又は5.6
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3に規定する方法を除く。)又は5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)に定める方法
	銅	JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6
	鉄(溶解性)	JIS K 0102-3 16.3、16.4若しくは16.5又は環告64号付表2
	マンガン(溶解性)	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5
	クロム	JIS K 0102-3 24.2
	有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P NにあってはJIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)
	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7 (ただし、13.4、13.5又は13.6により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2又は13.2.4に規定する方法とする)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1

表2-4 水質試験方法

	試験項目	試験方法
要 監 視 項 目	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4、18.5又は4.5.3 に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2、27.3又は4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1
	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2
全マンガン	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102-3によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	
ウ ラ ン	JIS K 0102-3 30.2又は30.3	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1

注)・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正：環境省告示第35号 令和7年3月31日)を示す。
 ・「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号 昭和37年12月17日)を示す。
 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正：環境省告示第36号 令和7年3月31日)を示す。
 ・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号 平成5年4月28日 改正：環水管69号 平成11年3月12日)を示す。
 ・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土発第040331005号 平成16年3月31日)を示す。
 ・「環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号 令和2年5月28日)を示す。

4. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

5. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

2-2-6 成果

成果物は、第2編 2-1-6 成果を適用するものとする。

2-2-7 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と水質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第3節 底質調査

2-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-3-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-3-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

2-3-4 底質調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 採泥・観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。

(2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。

(3) 受注者は、採取した試料に対し「表2-5 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

3. 底質試験

(1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。

(2) 受注者は、「表2-5 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。

なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

(3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに監督員に通知しなければならない。

表2-5 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び 環告第64号付表1	汚泥、水底土 砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備 操作で参照すること としているJIS K 010 2 52.2の備考6に定 める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.1	

表2-5 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備作で参照することとしているJIS K 01 02 52.2の備考6に定める方法を除く。)		質調査方法Ⅱ.5.2	
有機リン化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4に定める方法を除く。)			
六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2 (JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11	
PCB	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4	

表2-5 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12	
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 01 02 52.2 の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	

表2-5 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
チウラム	環告第59号付表5			
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1,4-ジオキサン	環告第59号付表7 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12	
ダイオキシン類	環告第14号第四JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))	
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法Ⅱ.4.4	
化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物 (T-S)			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量 (I-L)			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度 (比重)			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

(注)・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日改正：環境省告示第35号令和7年3月31日)を示す。

- ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日改正：環境省告示第36号令和7年3月31日)を示す。
- ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号平成24年8月8日)を示す。
- ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号昭和48年2月17日改正：環境省告示第56号令和2年6月4日号外)を示す。
- ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号昭和48年2月17日改正：環境省告示第35号令和2年3月30日)を示す。
- ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号平成11年12月27日改正：環境省告示第89号令和4年11月25日号外)を示す。

2-3-5 分析

1. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

2. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

2-3-6 成果

成果は、第2編 2-1-6 成果を適用するものとする。

2-3-7 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と底質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第4節 騒音調査

2-4-1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-4-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-4-3 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当り、既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

2-4-4 騒音調査

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督員の承諾を得なければならない。

2. 測定

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。

(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示64号）」の定める方法により測定しなければならない。

(3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

2-4-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-4-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 調査地域（調査地域図添付）
- ・ 測定地点（測定地点図添付）
- ・ 調査項目
- ・ 調査日時及び測定回数
- ・ 調査方法及び使用機器
- ・ 調査結果
- ・ 調査結果の考察

2-4-7 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければならない。

2-4-8 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5節 振動調査

2-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-5-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-5-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編 2-4-3 資料収集整理を適用する。

2-5-4 振動調査

1. 調査機器

受注者は、振動レベル計を用いなければならない。

なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

2. 測定

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。
- (2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）」の定める方法により測定しなければならない。
- (3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。
なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

2- 5- 5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2- 5- 6 成果

成果は、第 2 編 2- 4- 6 成果を適用するものとする。

2- 5- 7 協議・報告

協議・報告は、第 2 編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。

2- 5- 8 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 6 節 悪臭調査

2- 6- 1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2- 6- 2 調査準備

調査準備は、第 2 編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

2- 6- 3 資料収集整理

資料収集整理は、第 2 編 2- 4- 3 資料収集整理を適用する。

2- 6- 4 悪臭調査

1. 測定・調査
受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。
2. 調査項目
受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭

気濃度、成分濃度)に係る項目を調査しなければならない。

3. 測定方法

受注者は、「表2-6 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-7 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-8 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表2-6 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第9号 別表第7、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
キシレン		
スチレン	環告第9号 別表第7又は別表10	敷地境界
プロピオン酸	環告第9号 別紙第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表2-7 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法環告第63号	敷地境界及び発生源

表2-8 悪臭物質排出成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素	環告第9号 別表第2の3	
メチルメルカプタン		
硫化メチル		
二硫化メチル		

注)・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正:環境省告示45号 令和7年3月31日)を示す。

・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正:環境省告示46号 令和7年3月31日)を示す。

2-6-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない

ない。

2-6-6 成果

成果は、第2編 2-4-6 成果を適用する。

2-6-7 協議・報告

協議・報告は、第2編 2-4-7 協議・報告を適用する

2-6-8 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3章 環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査

3-1-1 適用の範囲

本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-1-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-1-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-1-4 プランクトン調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

(1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。

(2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

3-1-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

(1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。

(2) 受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-1-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的

- ・ 調査海域
- ・ 調査地点
- ・ 調査日時
- ・ 調査方法及び調査機器
- ・ 調査結果及び解析結果
- ・ 調査結果の考察

3-1-7 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と調査内容の適切性
 - (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 卵・稚仔調査

3-2-1 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-2-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する

3-2-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-2-4 卵・稚仔調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

3-2-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

(1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。

(2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 2- 6 成果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3- 2- 7 照査

照査は、第2編 3- 1- 7 照査を適用する。

第3節 底生生物調査

3- 3- 1 適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3- 3- 2 調査準備

調査準備は、第2編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

3- 3- 3 位置測量

位置測量は、第2編 2- 2- 3 位置測量を適用する。

3- 3- 4 底生生物調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3- 3- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 3- 6 成果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3-3-7 照査

照査は、第2編 3-1-7 照査を適用する。

第4節 付着生物調査

3-4-1 適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-4-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-4-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-4-4 付着生物調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-4-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-4-6 成果

成果は、第2編 3-1-6 成果を適用する。

3-4-7 照査

照査は、第2編 3-1-7 照査を適用する。

第5節 藻場調査

3-5-1 適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-5-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-5-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-5-4 藻場調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-5-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

3-5-6 成果

成果は、第2編 3-1-6 成果を適用する。

3-5-7 照査

照査は、第2編 3-1-7 照査を適用する。

第6節 魚介類調査

3-6-1 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-6-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-6-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-6-4 魚介類調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、函面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-6-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

3-6-6 成果

成果は、第2編 3-1-6 成果を適用する。

3-6-7 照査

照査は、第2編 3-1-7 照査を適用する。

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-1-3 風向・風速観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。

4-1-4 整理

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。

4-1-5 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 観測場所
- ・ 観測期間
- ・ 観測機器
- ・ 観測方法
- ・ 観測並びに解析結果
- ・ 調査結果の考察

4-1-6 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
- (2) 観測記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第2節 波浪調査

4-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-2-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-2-3 波高・波向観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

4-2-4 整理

整理は、第2編 4-1-4 整理を適用する。

4-2-5 成果

成果は、第2編 4-1-5 成果を適用する。

4-2-6 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と波浪調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第3節 潮位調査

4-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-3-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-3-3 潮位観測

1. 観測機器等

観測機器等は、第2編 1-1-4 簡易検潮等、1-1-5 水深測量1.(1)を適用する。

2. 水準測量

水準測量は、第2編 1-1-5 水深測量1.(2)を適用する。

3. 検潮

検潮は、第2編 1-1-5 水深測量1.(2)を適用する。

4-3-4 整理

整理は、第2編 4-1-4 整理を適用する。

4-3-5 成果

成果は、第2編 4-1-5 成果を適用する。

4-3-6 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と潮位調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第5章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

5-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

5-1-3 基準点測量

基準点測量は、第2編 1-1-3 基準点測量を適用する。

5-1-4 磁気探査

1. 探査機器等

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。
- (2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
- (3) 受注者は、使用に先立ち監督員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

2. 磁気探査

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。
なお、探査に先立ち監督員に工程計画の承諾を得なければならない。
- (2) 磁気探査位置の測定方法は、第2編 1-1-5 水深測量、3. 水深測量、(2)海上測位を適用するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。
- (6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行わなければならない。
- (8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

5-1-5 解析

1. 磁気量の単位は μwb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

5-1-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。
 - (1) 報告書

- ・ 件名
 - ・ 探査場所
 - ・ 探査期間
 - ・ 探査位置図
 - ・ 探査機器
 - ・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
 - ・ 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
- なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
- ・ 総航跡図
 - ・ 磁気異常点位置図
 - ・ 解析結果の考察

（2）資料

- ・ 航跡図（原図）
- ・ 船位測定簿
- ・ 測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- ・ 磁気量算出基礎資料
- ・ 磁気異常点集約資料
- ・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

5-1-7 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - （1）探査方針及び探査内容の適切性
 - （2）測定記録と計算結果の整合性
 - （3）測定記録と図面表現の整合性
 - （4）航跡と磁気異常点位置の的確性
 - （5）成果物の適切性

第6章 潜水探査業務

第1節 潜水探査

6-1-1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-1-2 探査準備

探査準備は、第2編 5-1-2 探査準備を適用する。

6-1-3 設標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

6-1-4 潜水探査

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち監督員に工程計画の承諾を得なければならない。また、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

3. 潜水探査

(1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

(2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(5) 受注者は、(4)以外の引き揚げられた異常物のリストを作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督員の指示する場所で確認を受けなければならない。

(6) 受注者は、(5)のうち、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(7) 受注者は、(4)(6)以外の引き揚げられた異常物の処分方法について、発注者と協議しなければならない。

(8) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

4. 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。

6-1-5 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 探査場所
 - ・ 探査期間
 - ・ 探査位置図
 - ・ 探査機器
 - ・ 探査方法
 - ・ 磁気異常物一覧表
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
 - ・ 確認された磁気異常物の写真集
 - ・ 磁気異常物の確認された位置図
 - ・ 探査結果の考察

第7章 水理模型実験業務

第1節 水理模型実験

7-1-1 適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 実験準備

受注者は、実験を行うに当り、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

7-1-3 実験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

7-1-4 整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

7-1-5 成果

1. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 実験場所
- ・ 実験期間
- ・ 実験機器
- ・ 波浪特性
- ・ 実験内容
- ・ 解析方法
- ・ 解析結果

7-1-6 協議・報告

協議・報告は、第2編 2-4-7 協議・報告を適用する。

7-1-7 照査

1. 受注者は、設計図書のある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実験方針と実験内容の適切性
 - (2) 実験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性